

令和 5 年 11 月 14 日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第二課長 遠 藤 謙太郎

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 近 藤 和 久

音声認識システムの運用停止時期等について（事務連絡）

標記のシステムについては、令和 4 年 7 月 13 日付け総務局第二課長、刑事局第二課長事務連絡「音声認識システムの運用停止について」において令和 6 会計年度中の現行機器のリース期限の到来をもって同システムの運用を停止することとした旨連絡したところですが、令和 6 年 10 月 31 日（木）をもって導入府全府同時に同システムの運用を停止することとしましたので、お知らせします。

また、同システムの運用停止後の事務等についての検討状況は下記のとおりであり、内容が確定次第別途お知らせを行う予定です。

については、この内容を所属の職員（裁判官を含む。）に対し、適宜の方法により周知するよう、よろしくお取り計らいください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所からお知らせください。

記

1 音声認識システムの運用停止後の事務について

(1) 便宜供与について

音声認識システムにより作成した音声と認識結果をリンクさせたデータについて、検察官及び弁護人の要望に基づき、裁判体の判断で便宜供与しているところ、既にお知らせしているとおり、同システムの運用停止後は、デジタル録音機で録音した音声データを提供することとなる。

なお、この音声データの提供の性質を裁判体の判断による便宜供与とすることについては、同システムの運用停止後も変更はない。

おって、その具体的な事務につき、音声データの録音方法並びに検察官及び弁護人から提出を受ける誓約書の内容等については現在検討を進めているところであるが、音声データの提供方法については、暗号化等の措置を施したうえで、これまでと同様、記録媒体に書き込んで交付する方法により行うことを検討している。これらについては今後検討を進め、運用停止の半年前を目安に周知を行う予定である。

(2) 評議の場で証言内容等を確認する際に用いるデータ（以下「評議室用データ」という。）及び更新用記録媒体の作成について

評議室用データ及び更新用記録媒体は、音声認識システムに取り込んだ映像データをもとに作成しているところ、同システムの運用停止後は、裁判員法廷用ＩＴ機器のビデオカメラで録画した映像データをもとに作成することとなる。具体的な作成事務については、運用停止の半年前を目安に周知を行う予定である。

2 音声認識システム運用停止に伴う各種機器の利用について

音声認識システム用関連機器であるワイヤレスマイク送信装置、専用充電器、ストラップ、ワイヤレスマイク受信装置、ワイヤレスマイクロフォン及びミキサーモジュールは、音声認識システムの運用停止に伴いリースを終了する方向で調整中であるため、別途連絡があるまで適切に管理する。

なお、裁判員法廷用ＩＴ機器（ワイヤレスマイク送信装置、専用充電器、ストラップ及びワイヤレスマイク受信装置を除く。）及びＪ・リンクシステムは、令和6年度中に5年間のリース期間が終了するところ、リース期間を延長し、令和8年度に機器更新を行う方向で調整中である。